

参考 太陽光発電施設設置に係る関係法令等担当窓口一覧

No.	法令名 (条番号)	規制等の対象となる行為	手続区分	手続の担当窓口
1	国土利用計画法 (23)	次に該当する土地売買契約の締結や地上権・賃借権の設定、等 ・市街化区域：2,000㎡以上 ・市街化区域を除く都市計画区域：5,000㎡以上 ・都市計画区域外の区域：10,000㎡以上 *権利の設定等に伴う一時金相当額の支払いがある場合	届出	深谷市 都市整備部 都市計画課 (048-574-6654)
2	電気事業法	電気事業法に関して、県知事や市町村長に対する手続きは特にありません		経済産業省 関東東北産業保安監督部 電力安全課
3	火薬類取締法	火薬類製造施設や火薬庫の周辺に出力1,000kW以上の太陽光発電設備を設置すること ※火薬類製造施設や火薬庫は、発電事業の用に供する1,000kW以上の太陽光発電設備に対して、一定の保安距離を取る必要があります。太陽光発電設備が後から設置される場合でもこの規定が適用されるため、十分な注意が必要です。		埼玉県 危機管理防災部 化学保安課 火薬・電気担当 (048-830-8435)
4	環境影響評価法	次に該当する太陽光発電施設の設置 系統接続段階の発電出力ベース（交流）が 40MW以上（第一種） 30MW以上40MW未満（第二種）	調査等	環境省大臣官房 環境影響評価課 【県担当窓口】 埼玉県 環境部 環境政策課 企画調整・環境影響評価担当 (048-830-3039)
5	埼玉県環境影響評価条例	施行区域の面積が20ha以上となるもの ※その他にも、開発の内容によっては手続きが必要となる場合があります	調査等	埼玉県 環境部 環境政策課 企画調整・環境影響評価担当 048-830-3039
6	太陽光発電の環境配慮ガイドライン (環境省)	環境影響評価法及び環境影響評価条例の対象とならない 発電出力10kW以上の事業用太陽光発電施設	調査等 (自主取組)	
7	土壌汚染対策法 (4)	土地の形質変更（掘削及び盛土等）部分の合計面積が3,000㎡以上（有害物質使用特定施設が設置されている工場・事業場の敷地等の場合は900㎡以上） ※ただし、盛土のみの場合や、形質変更の深さが最大50cm未満であり区域外へ土壌の搬出を行わず土壌の飛散・流出を伴わない場合は除く	届出	埼玉県北部環境管理事務所 (048-523-2800)
8	埼玉県生活環境保全条例 (80)	3,000㎡以上の土地の改変	調査等	埼玉県北部環境管理事務所 (048-523-2800)
9	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (15の19)	廃棄物が地下にあつて指定区域に指定されている土地の形質変更 ※不法投棄等により廃棄物が残置されている場所については、当該廃棄物が適正に処理されない限り設置は認められませんので注意してください。	届出	埼玉県北部環境管理事務所 (048-523-2800)
10	埼玉県土砂の堆積による土壌の汚染の防止に関する条例 (6)	・汚染された土砂の堆積行為 ・3,000㎡以上の面積に土砂を堆積する行為 ※堆積に係る土地の汚染調査結果届出書の提出義務があります。	届出	埼玉県北部環境管理事務所 (048-523-2800)
11	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (29)	鳥獣保護区の特別保護地区内における次の行為 ・建築物その他の工作物の新築・改築・増築 ・水面の埋立・干拓 ・木竹の伐採	許可	埼玉県 環境部みどり自然課野生生物担当 (048-830-3154)
12	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (10)	環境大臣が指定する希少野生動植物種の捕獲等の行為	大臣許可	環境省 関東地方環境事務所野生生物課
13	同上 (36～39)	環境大臣が指定する生息地等保護区等の区域内における次の行為 ・建築物その他の工作物の新築・改築・増築 ・宅地の造成、土地の開墾、その他土地の形質変更等	大臣許可	※深谷市は該当なし

No.	法令名 (条番号)	規制等の対象となる行為	手続区分	手続の担当窓口
14	埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例 (12)	知事が指定する希少野生動植物種の捕獲等の行為	届出	埼玉県 環境部みどり自然課野生生物担当 (048-830-3154)
15	同上 (19～21)	知事が指定する希少野生動植物保護区等の区域内における次の行為 ・建築物その他の工作物の新築・改築・増築 ・宅地の造成、土地の開墾、その他土地の形質変更等	許可又は届出	※深谷市は該当なし
16	埼玉県オオタカ等保護指針	次に該当する開発行為については、オオタカ等の保護に関する配慮を要請 ・営巣地から半径400m以内 ・営巣地から半径1,500m以内	配慮の実施	埼玉県 環境部 環境科学国際センター 生物多様性保全担当 (0480-73-8361)
17	都市緑地法 (8)	緑地保全地域内における次の行為 ・建築物その他の工作物の新築・改築・増築 ・宅地造成、土地開墾、土石採取等の土地の形質変更 ・木竹の伐採 ・水面の埋立・干拓等	届出	※深谷市は該当なし
18	同上 (14)	特別緑地保全地区内における次の行為 ・建築物その他の工作物の新築・改築・増築 ・宅地造成、土地開墾、土石採取等の土地の形質変更 ・木竹の伐採 ・水面の埋立・干拓等	許可	※深谷市は該当なし
19	首都圏近郊緑地保全法 (7)	近郊緑地保全区域内における次の行為 ・建築物その他の工作物の新築・改築・増築 ・宅地造成、土地開墾、土石採取等の土地の形質変更 ・木竹の伐採 ・水面の埋立て・干拓等	届出	※深谷市は該当なし
20	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例 (10)	ふるさとの緑の景観地の区域内で次の行為を行う場合 ・一定規模以上の建築物その他の工作物の新築・改築・増築 ・木竹の伐採 ・宅地の造成、土地の開墾、その他土地の形質の変更 ・鉱物の掘採、土石の採取等	届出	埼玉県北部環境管理事務所 (048-523-2800) ※届出窓口は深谷市 都市整備部 公園緑地課
21	自然公園法 (20)	国立公園の特別地域内における工作物の新・増・改築、木竹の伐採、土地の形状変更等	許可又は大臣許可	※深谷市は該当なし
22	同上 (33)	国立公園の普通地域内における、一定規模以上の工作物の新・増・改築、土地の形状変更等	届出又は大臣届出	※深谷市は該当なし
23	埼玉県立自然公園条例 (12)	県立自然公園の特別地域内における工作物の新築・改築・増築、木竹の伐採・損傷、土地の形状の変更等	許可	※深谷市は該当なし
24	同上 (14)	県立自然公園の普通地域内における一定規模以上の工作物の新築・改築・増築、土地の形状の変更等	届出	※深谷市は該当なし
25	埼玉県自然環境保全条例 (17)	県自然環境保全地域の特別地区内における建築物その他の工作物の新築・改築・増築、宅地の造成、土地の開墾、その他土地の形質の変更、木竹の伐採、木竹の損傷等	許可	※深谷市は該当なし
26	同上 (18)	県自然環境保全地域の野生動植物保護地区内における、当該地区に係る野生動植物（動物の卵を含む）の捕獲・殺傷・採取・損傷	許可	※深谷市は該当なし
27	同上 (19)	県自然環境保全地域の普通地区内における一定規模以上の建築物その他の工作物の新築・改築・増築、宅地の造成、土地の開墾、その他土地の形質の変更等	届出	※深谷市は該当なし
28	農地法 (4)	農地を農地以外のものにする行為（農地の転用）	許可市街化区域の場合は届出	深谷市農業委員会 (048-577-3439)
29	同上 (5)	農地を農地以外のものにしたり採草放牧地を採草放牧地以外のものにするために行う次の行為 ・所有権の移転 ・地上権・永小作権・質権・貸借権等の設定や移転	許可（市街化区域の場合は届出）	深谷市農業委員会 (048-577-3439)
30	農業振興地域の整備に関する法律 (13)	市農業振興地域整備計画の変更（いわゆる農用地区域からの除外）	計画変更	深谷市 産業振興部 農業振興課 (048-577-3298)

No.	法令名 (条番号)	規制等の対象となる行為	手続区分	手続の担当窓口
31	森林法 (10の2)	地域森林計画対象の民有林内（保安林及び保安施設地区の森林を除く）で1ha（太陽光発電設備の設置の場合0.5ha）を超えて行われる、土石や樹根の採取、開墾その他の土地の形質の変更	許可	埼玉県寄居林業事務所 (048-581-0123)
32	同上 (10の7の2)	地域森林計画対象の民有林について、新たに森林の土地の所有者となること	届出	深谷市 産業振興部 農業振興課 (048-577-3298)
33	同上 (10の8)	地域森林計画対象の民有林内（保安林及び保安施設地区の森林を除く）における立木の伐採	届出	深谷市 産業振興部 農業振興課 (048-577-3298)
34	同上 (27)	保安林の森林以外の用途への転用（保安林の指定の解除）	指定の解除	埼玉県寄居林業事務所 (048-581-0123)
35	同上 (34)	保安林内における次の行為 ・立竹の伐採、立木の損傷、家畜放牧、下草・落葉・落枝の採取 ・土石・樹根の採掘、開墾その他土地の形質の変更	許可	埼玉県寄居林業事務所 (048-581-0123)
36	埼玉県水源地域保全条例 (7)	水源地域内の土地（現況が森林で、地目が山林・原野・保安林の場合）に係る所有者・地上権・地役権・使用貸借権・賃借権の移転や設定	届出	※深谷市は該当なし
37	道路法 (32)	道路に次の工作物・物件・施設を設け、継続して道路を使用しようとする行為（道路の占用） ・電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔等 ・水管、下水道管、ガス管等 ・歩廊、雪よけ等 ・露店、商品置場等 ・その他道路の構造や交通に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの（政令第7条第1項第2号に該当するため太陽光発電施設も対象）	許可	【国管理国道】 国土交通省関東地方整備局 大宮国道事務所熊谷国道出張所 (048-532-3680) 【県道及び県管理国道】 埼玉県熊谷県土整備事務所 (048-533-8778) 【市町村道】 深谷市 都市整備部 道路管理課 (048-574-6651)
38	河川法 (23～27)	河川区域内における次の行為 ・河川の流水の占用（取水等） ・土地の占用 ・河川の砂やヨシなどの採取 ・工作物の新築・改築 ・盛土、切土等の土地の形状の変更	許可	【大臣管理河川】 国土交通省関東地方整備局 荒川上流河川事務所熊谷出張所 (048-522-0612) 利根川上流河川事務所八斗島出張所 (0270-32-0168) 【県管理河川】 埼玉県熊谷県土整備事務所 (048-533-8778)
39	河川法 (55)	河川保全区域内における次の行為 ・土地の掘削、盛土、切土等の土地の形状の変更 ・工作物の新築・改築	許可	【大臣管理河川】 国土交通省関東地方整備局 荒川上流河川事務所熊谷出張所 (048-522-0612) 利根川上流河川事務所八斗島出張所(0270-32-0168) 【県管理河川】 埼玉県熊谷県土整備事務所 (048-533-8778)
40	埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例 (3)	面積が1ha以上の開発行為で、雨水流出抑制施設を設置しないと雨水流出量を増加させるおそれがある行為	許可	埼玉県 県土整備部 河川砂防課 計画調査・流域治水担当 (048-830-5164)
41	同上 (12)	面積が1ha以上の開発行為で、湛水想定区域内の土地に盛土をする行為	届出	埼玉県 県土整備部 河川砂防課 計画調査・流域治水担当 (048-830-5164)
42	特定都市河川浸水被害対策法 (30)	特定都市河川流域内の宅地等以外の土地において行う、1,000 m ³ 以上の雨水の浸透を妨げるおそれのある行為	許可	※深谷市は該当なし

No.	法令名 (条番号)	規制等の対象となる行為	手続区分	手続の担当窓口
43	砂防法 (4)	砂防指定地内における次の行為 ・工作物の新築・改築・除去 ・砂防設備の占有 ・竹木の伐採、芝草その他の生産物の採取 ・滑り下し・地引による物件の運搬 ・開墾その他による土地の原状変更	許可	埼玉県熊谷県土整備事務所 (048-533-8778)
44	埼玉県砂防指定 地管理条例 (3)	砂防指定地内における次の行為 ・のり切・切土・掘削・盛土等による土地の形状の変更 ・土石の類の採取、鉱物の採掘 ・工作物の新築・改築・増築・移転・除却 ・立木竹の伐採・樹根の採掘 ・木竹の滑下・地引による搬出	許可	埼玉県熊谷県土整備事務所 (048-533-8778)
45	地すべり等防止 法 (18)	地すべり防止区域内における次の行為 ・地下水の誘致や停滞行為による地下水の増加 ・地下水の排水施設の機能を阻害する行為 ・地表水の放流や停滞行為等、地表水のしん透の助長 ・のり切、切土 ・地すべり防止施設以外の施設や工作物の新築・改良 ・地すべり防止の阻害、地すべりの助長・誘発	許可	※深谷市は該当なし
46	急傾斜地の崩壊 による災害の防 止に関する法律 (7)	急傾斜地崩壊危険区域内における次の行為 ・水の放流・停滞行為等、水のしん透を助長する行為・ 急傾斜地崩壊防止施設以外の施設・工作物の設置・改 造 ・のり切、切土、掘さく、盛土 ・立木竹の伐採 ・木竹の滑下・地引による搬出 ・土石の採取・集積	許可	※深谷市は該当なし
47	土砂災害警戒区 域等における土 砂災害防止対策 の推進に関する 法律 (10)	土砂災害特別警戒区域内における、住宅・社会福祉施 設・学校・医療機関の建設（特定開発行為）	許可	埼玉県熊谷県土整備事務所 (048-533-8778)
48	建設工事に係る 資材の再資源化 等に関する法律 (10、11) [略称:建設リサ イクル法]	特定建設資材※を使用した建築物等の解体工事等や、 特定建設資材を使用する新築工事等（以下に該当する もの） ・太陽光パネルと一体的な建築物（床面積の合計が 80 ㎡以上に限る）の解体工事 ・太陽光パネルと一体的な建築物（床面積の合計が 500 ㎡以上に限る）の新築・増築工事 ・太陽光パネルと一体的な建築物の修繕・模様替等 工事（請負金額が1 億円以上のもの） ・建築物以外の工作物（太陽光パネル等）の解体、 新築、土木工事等（請負金額が500 万円以上 のもの） ※特定建設資材（4 品目） ・コンクリート ・コンクリートと鉄から成る建設資材 ・木材 ・アスファルトコンクリート	民 間 工 事 の 場 合 は 届 出 公 共 工 事 の 場 合 は 通 知	埼玉県熊谷建築安全センター 熊谷本所 (048-533-8775) 深谷市 都市整備部 建築住宅課 (048-574-6655) ※内容によって窓口が異なります。
49	都市計画法 (29、43)	次の開発行為（主として建築物の建築又は特定工作物 の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変 更）や建築行為 ・市街化区域内での1,000 ㎡以上の開発行為 ・市街化調整区域内での開発行為 ・非線引き区域内での3,000 ㎡以上の開発行為 ・都市計画区域外での1ha 以上の開発行為 ・市街化調整区域内での建築行為	許可	深谷市 都市整備部 都市計画課 (048-574-6654) ※建築物に該当した場合は、市 太陽光ガイドラインの対象外。
50	景観法 (16)	各景観行政団体の景観計画区域内における次の行為 ・一定規模以上の建築物・工作物の新築・改築等	届出	深谷市 都市整備部 都市計画課 (048-574-6654) ※建築物に該当した場合は、市 太陽光ガイドラインの対象外。

No.	法令名 (条番号)	規制等の対象となる行為	手続区分	手続の担当窓口
51	宅地造成及び特定盛土等規制法 (12、16、30、35)	令和7年7月1日以降に、宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域で行う次の工事 (1) 宅地造成又は特定盛土等（土地の形質の変更） ① 盛土で高さ1m超の崖を生ずるもの ② 切土で高さが2m超の崖を生ずるもの ③ 盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの（①②を除く） ④ 盛土で高さが2m超となるもの（①③を除く） ⑤ 盛土又は切土をするきよか土地の面積が500㎡超となるもの（①～④を除く） (2) 土石の堆積 ⑥ 最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300㎡超となるもの ⑦ 最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの（⑥を除く）	許可	埼玉県北部環境管理事務所 (048-523-2800)
52	建築基準法 (6)	建築物を建築しようとする場合 ※土地に自立して設置する太陽光発電設備については、架台下の空間を物品の保管その他の屋内的用途に供する場合は建築物に該当します。	確認	埼玉県熊谷建築安全センター 熊谷本所 (048-533-8775) 深谷市 都市整備部 建築住宅課 (048-574-6655) ※建築物に該当した場合は、市太陽光ガイドラインの対象外。
53	文化財保護法 (93)	周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の範囲内における建築・土木工事等	届出	深谷市 教育部 文化振興課 (048-577-4501)
54	同上 (96)	土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により遺跡を発見	届出	深谷市 教育部 文化振興課 (048-577-4501)
55	同上 (43、81、125)	国宝・重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物の現状変更、又はその保存に影響を及ぼす行為	許可又は届出	深谷市 教育部 文化振興課 (048-577-4501)
56	埼玉県文化財保護条例 (14、28、35、39)	県指定有形文化財、県指定有形民俗文化財、県指定史跡名勝天然記念物、県指定旧跡の現状変更、又はその保存に影響を及ぼす行為	許可又は届出	深谷市 教育部 文化振興課 (048-577-4501)
57	深谷市火災予防条例 (11)	※詳細は下記参照	確認	深谷市 消防本部 予防課 (048-571-0913)
58	同上 (44)	高压又は特別高压の変電設備（全出力50kW以下のものを除く。）	届出	深谷市 消防本部 予防課 (048-571-0913)

深谷市火災予防条例

（変電設備）

第11条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 水が浸入し、又は浸透するおそれのない位置に設けること。
- (2) 可燃性又は腐食性の蒸気又はガスが発生し、又は滞留するおそれのない位置に設けること。
- (3) 変電設備（消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）は、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあっては、はり又は屋根。以下同じ。）で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設ける室内に設けること。ただし、変電設備の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障のない措置を講じた場合においては、この限りでない。
- (3)の2 建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。
- (3)の3 第3号の壁等をダクト、ケーブル等が貫通する部分には、すき間を不燃材料で埋める等火災予防上有効な措置を講ずること。
- (4) 屋外に通ずる有効な換気設備を設けること。
- (5) 見やすい箇所に変電設備である旨を表示した標識を設けること。
- (6) 変電設備のある室内には、係員以外の者をみだりに出入りさせないこと。
- (7) 変電設備のある室内は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。
- (8) 定格電流の範囲内で使用すること。
- (9) 必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するものに必要に応じ設備の各部分の点検及び絶縁抵抗等の測定試験を行わせ、不良箇所を発見したときは、直ちに補修させるとともに、その結果を記録し、かつ、保存すること。
- (10) 変圧器、コンデンサーその他の機器及び配線は、堅固に床、壁、支柱等に固定すること。
- 2 屋外に設ける変電設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。
- 3 前項に規定するもののほか、屋外に設ける変電設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のものを除く。）の位置、構造及び管理の基準については、第1項第3号の2及び第5号から第10号までの規定を準用する。